

Title	日本原始古代社會と不斷の聖火
Sub Title	
Author	井手, 一馬(Ide, Kazuma)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.1 (1929. 3) ,p.143- 152
JaLC DOI	
Abstract	我等が、今考察の翅をかつて、我が原始古代の眞只中に飛込んで行くなれば、散在せる諸部落が、夫々その團體共同の神なる不絶淨火を保持して、之を火座(ホクラ)なる特別な聖座に守り、その部落國家の首長、或は之に次ぐ高貴者が、その司裁にあたり、この不斷の神火が常時の信仰生活、社會生活と密接不可離の關係に立てるか知る。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19290300-0143">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19290300-0143</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日本原始古代社會と不斷の聖火

我等が、今考察の翅をかつて、我が原始古代の眞只中に飛込  
んて行くならば、散在せる諸部落が、夫々その團體共同の神  
なる不絶淨火を保持して、之を火座ホツラなる特別な聖座に守り、  
その部落國家の首長、或は之に次ぐ高貴者が、その司裁にあ  
たり、この不斷の神火が當時の信仰生活、社會生活と密接不  
可離の關係に立てるを知る。

## 魏志倭人傳に

倭人、在帶方東海大海之中。依山島爲國  
邑。舊百餘國。漢時有朝見者。今使譯  
所通三十國。從郡至倭循海岸水行歷韓  
國。乍南乍東到其東北岸狗邪韓國七千餘  
里。始度一海千餘里至對馬國。其大官  
曰卑狗。副曰卑奴母離。：中略：又南渡  
一海千餘里。名曰瀚海至一大國。官亦

日本原始古代社會と不斷の聖火（井手）

曰卑狗副曰卑奴母離。方三百里。：中略：  
又渡一海千餘里。至末盧國。：中略：東南  
陸行五百里到伊都國。官曰爾支副曰泄  
漢觚柄渠觚。有千餘戶。世々有王。皆統屬  
女王國。郡使往來常所駐。東南至奴國  
百里。官曰兕馬觚副曰卑奴母離。有二萬  
餘戶。東行至不彌國百里。官曰多模副  
曰卑奴母離。有千餘戶。南至投馬國水行  
二十日。官曰彌彌副曰彌々那利可五萬  
餘戶。南至邪馬臺國。女王之所都水行  
二十日。陸行一月。：中略：自女王國以北  
其戶數道里可略載。其餘傍國遠絕不可  
得詳。次有斯馬國。次有已百支國。次  
有伊都國。次有都支國。次有彌奴國。  
次有好古都國。次有不呼國。次有姐奴

國。次有對蘇國。次有蘇奴國。次有呼  
 邑國。次有華奴蘇奴國。次有鬼國。次  
 有爲吾國。次有鬼奴國。次有邪馬國。  
 次有躬臣國。次有巴利國。次有支惟國。  
 次有鳥奴國。此女王境界所盡。其南有  
 狗奴國。男子爲王。其官有狗古智卑狗。  
 不屬女王。自郡至女王國萬二千餘里。  
 ……中略……景初二年六月倭女王遣大夫難升  
 米等詣郡求詣天子朝獻……  
 とある。

蓋、第三世紀前後、支那人の所謂倭國の形勢を述  
 べた、貴重なる我が古代史料である。これに依る  
 と、當時所謂倭人は、耶馬臺を主邦とする、部落  
 聯合國家をなせるを知る。羅列せられた諸國の各  
 各は、邑國即部落國家である。而して、學者の等  
 しく一致する如く、最初の狗邪韓國は、大伽羅の  
 地であり、次の對馬國は對馬にあり、次に一大國  
 (一支國?)は壹岐島にあり、次に伊都國は筑前怡  
 土、今の糸島郡内にあり、奴國は博多附近にて、  
 不彌國は亦それより十里内外の地にあつた邑國で

ある。而して、不彌國より耶馬臺に至る記事につ  
 いては、長く異論の存する所で、今尙、その結着  
 を見ないが、その果して何所なるかの問題は、本  
 論の殆ど干與しない所であるから、少時之をおく。  
 明な事實は諸邑國の統裁幹部が

對馬では、卑狗と、卑奴母離。

壹岐では、卑狗と、卑奴母離。

奴國では、兕馬觚と、卑奴母離。

不彌國では、多模と、卑奴母離。

とより成つてゐる事である。卑狗が我が日子、彦  
 なることは、已に定説の存する所であるが、卑奴  
 母離も亦普通名詞的名號で、諸邑國に共通な存在  
 である所から見ると、斯馬國以下羅列せられてゐ  
 る諸邑國にも多く、同じものがあつたらうと思は  
 れる。

さて、その卑奴母離については、從來、夷守に  
 比定せられ、後世の防人の前身の如く見られてゐ  
 る。卑奴母離即夷守即防人前身説は、白石が古史  
 通(或問下)に於て、倭人傳を解説した中に

卑狗とは古の時男子を尊びて日子といふ。官名

にあらす。卑奴母離は夷守なり。景行天皇筑紫國を巡狩して始て夷守に到ります。はるかに人衆集り聚りしを望み給ひ、兄夷守弟夷守して見せしめられしなどいふ事日本紀に見えしは、邊防の地をも其の防人をも夷守といひしと見えたり。

と論じたるに由來する。そは景行紀(一八年條)に、  
天皇將向京以巡狩筑紫國。始到夷守是時於石瀨河邊人衆聚集。於是天皇遙望之詔左右曰其集未何人也若賊乎乃遣兄夷守弟夷守二人令觀。乃弟夷守還來諮之曰諸縣君泉媛：

とあるに依つたのであるが、我等は白石の所論に對し何等承服すべき理由を見ない。

何となれば、右原文によつて已に明なる如く、「夷守」は全く地名或は邑名として、現はれてゐるにすぎない。而して、兄夷守・弟夷守とあるのは、紀に多くの類型を見る通り、例へば、磯城・熊縣等の邑名と共に、兄磯城・弟磯城、兄熊・弟熊等いふ記事は、常に夫々磯城・熊縣の首長兄弟(又は同地

域に於ける姉妹二胞族の各首長)なる義として、表はされてゐるから、こゝに於ても同様に、ヒナモリ邑の首長兄弟といふ意味以外何者でもない。且、二記紀には、兄國造・弟國造、兄縣主・弟縣主、兄稻置・弟稻置等の如く、國家社會的位置乃至職掌名に兄弟を冠附した例はない。

そして紀に僅かに地名として現はれた「夷守」の夷が、鄙即邊地の義の寫字であるかは、先づ之を疑ふべく、追究に従つて、それが單なるあて字なることを知る。武日照命は一名天夷鳥、又一名武夷鳥命とあるが、武日照命が日神である事から推して、その名別も本來は、天日鳥武日鳥命の義でなければならぬ。日神が飛翔し、又は天降るといふ説話は、記紀が少からず之を與へてゐる。古代信仰の表はれであつて、日神に鳥の名の附加せる所以である。美濃厚美郡のもと比奈守社は今では飛田守社に作るが、その比奈が本來鄙の義のあて字と考へらるべき由なく、却つて出雲に比奈社があり、それが武日照命を祭神とせるに見ても「日の社」の義なる事は明である。又出雲風土記に

火守社の名が見え、祭神は火のかぐつちの神である。朝日奈山、朝日奈川、何れも本義は、朝日の川・朝日の山でなければならぬ。即「奈」は聯接助詞の「原型で、古代に於ては、「の」「な」並び行はれた。されば、記紀撰録の當時にあつては、地名として残つてゐたヒナモリは、その本義が忘失され、紀の編者が、之に夷守なる字をあてた事は之を疑ふ事はできぬ。

白石が、卑奴母離を邊防の防人と説いたのは、兄夷守・弟夷守を邊防の防人と推定し、先づ之を肯定した上で、反つて卑奴母離を之に比定したのである。「邊防の地をも夷守といひしと見えたり」とは、無論妄論である。しかし卑奴母離の存在は明白であるが、夷守なる邊防守備司掌者の存在した事は、是を肯定するに由もない事前述べの如くである。今日まで行はれてゐる、夷守即卑奴母離即防人前身説は、皆大體白石の意見を踏襲したものにすぎないが、地名夷守の宛字の本義に誤られ、書紀の記事の類型より來るべき必然の解釋法に叛き以て不當の推斷に立てるものである。

## 二

我等は卑奴母離を、火の守の義となすべき理由を見る。先づその語形から見ると、卑はヒであり、奴は「ノ」又は「ナ」の寫字で、何れにしても、邦語聯接助詞「ノ」にあたる同傳に華奴國、蘇奴國等の如く記し、邦語「ノ」にあたるを「奴」で表はし、別に「ノ」に中る宛字が見えないので分る。次に母離はモリの寫で、守の義なる事は疑ない。邦語で、モリは、冠附名詞の尊卑によつて、番人、守護者、いつさかしづく者等の義に用ひられた。

而して、古代邦語では、火を「ヒ」「ホ」何れにも呼び、例へば、火ノカグツチノ神を一に火ノカグツチノ神とも呼んでゐるが、火國・火燒・燃火・火中・火明・焰・火秀等あるのを見れば、火の本質的呼稱はヒにして、その火焰の形に於て、之をホと呼んでゐたかとも思はれる。がともかく、卑奴母離を以て、邦語ヒノモリの寫となし、火守の義と解する事は、言語の上から何等支障はない。

讀者は、フレイザーの原始的諸民族に於ける會

長と不絶火との關係を思ひ出されるであらう。我も、亦卑奴母離を以て、不絶火守となすべき理由を見る。

原始的發火法は、所謂鑽火にして、その幼稚なる之を常用するには、餘りに多くの時間と努力とを要したが故に、一度得たる火は、絶やさず之を維持し、必要な時には、いつでも夫れから點火し得るやうにする事が、最も便利であり、さうする事を幸福と考へたのは當然である。不絶火維持の習慣は、原始古代或は是に引續くずつと後世まで、多くの民族について、實證が存するのみならず、常識の及ぶ限りでは、汎諸民族的に肯定せらるべき性質に屬する。我が國では、地方では極く最近まで、この習慣がつゞいて行はれたし、又今尙行はれてゐる所も少くない。

信州木曾では、明治の中頃までつゞいてゐて、或は一代絶やさぬ家もあり、或は三代にして打かへた家もあつた。その火の清淨な火として、ホトに於て保持せられた。そして火を打かへる時は、出雲國造家で、國造の世代り毎に行はれる、神火

日本原始古代社會と不斷の聖火（井手）

相續に於けるやうな、古風な發火法によつた。紀伊の國日高郡山地村では、三十年前まで行はれ、長いのは四十年改めない家もあつた。同國東西牟婁郡の僻村でも同様だつた。就中、日高郡産湯には、應神朝以來の不絶火と傳へる淨火があつて、同村では、家々は火を打つことなく、自分の家の火が萬一絶えた折は、同じ親火から分けられた、隣家の火を分けて貰ふ。羽前國湯殿山の常火堂の火は、欽明朝以來の不絶火と傳へてゐる。陸中般井郡八澤村の岩山剛氏の家には、寶曆二年以來の不絶火と傳へられる淨火がある。越前國坂井郡丸岡町内にも、同じ習慣をつゞけてゐる家が、維新前後まであつた。下野國富山村の大中寺でも、圍爐裏の火を絶やさぬ習で、もし消失すると、本山の越前永平寺まで貰ひに行くのださうだ。同様な習慣に關しては、肥前・筑前・薩摩・大隅・武藏等の田舎について、苟も維新前後の慣習を經驗してゐる程の老人の、殆ど悉くから大同小異の事實を聞く事ができる、凡て古俗の名残である。伊賀越道中雙六平作腹切の段には、當時竈に不絶火が、保

持せられてゐた事が現はれてゐる。

この不絶火については、所によつて多少異なるが、之に色々の不成文的信條が伴つてゐる。一般的なのをあげると、火は家の主にたとへる。人の魂にたとへる。家婦は夫の外出中は、特に火を絶やさぬように用心する。もし絶やせば不幸がある。萬一絶ゆれば凶兆である。火は他人に與へてはいけない。合せ火をしてはいけない等言つてゐる。中でも注意すべき事は、ある家が貧乏すると、あの家は火を絶やしたからだと言はれてゐた事である。私は、肥前國小城郡筋原で、一老婦が眞夏にも、爐の火を絶やさぬため、日中幾度も、そして夜寝る前には、特にイケ木をつぎたす事を娘にしつけ、若し怠ると、たしなみがない、お嫁にする人がない、と言つては叱つてゐるのを屢々聞いた。要するに、一般には、圍爐又は竈に、しかしある所では、特別な火爐を設けて火をたやさず、維持する事を幸福と考へ、その違背に對して、種々の不祥不吉を信じてゐた事が分る。

上代、火をともしといふのは、或る火種から

紙燭を媒介として（今でも田舎では一マツチを擦る事はなくツケ木を媒介として）―移し點じたのであつて、一一打つたのではない。公事根源に「神事等の時には不祥の火を打かふる事にや」とある。即、凡てを神望清淨にすべき神事にも移し、點火し、又は分け用ふるには、日常の使用によつて、餘りに不淨だと考へられる、不絶火の存在を前提とする。而して、又上代の日記や物語に、家の衰微不安を形容して「火しめりはてて」等あるのは、單なる文飾ではなく、不絶火と家の盛衰とを結びつけた、信仰が存したと考へられる。

更に遡つて、原始古代に入らんに、當時の鑽火法が、後世の燧石や、燧鎌による程、簡便でなかつた事は申すまでもない。出雲國造家の神火相續に於ける火の作り方が、たとへ莊嚴を見え張るため、多少手数を複雑にしてゐると見て、それを差引しても、少からぬ面倒さである。生蕃人が、神事に用ふる木鑽火法―これは我が國最古の發火法と殆ど同じ材料で、同じ操作による―によれば、切り出してから、發火するまでに、二十分前後を要

する。されば原始古代に於ては、不絶火維持について、特別な注意を拂つた事疑なく、かの清寧記に

燒火少子二口居竈傍<sup>ヒタキワラワフマリカマンヘニキタル</sup>

とあるは、貧弱ながら之を確める。

如上の説述は、我が原始古代に於て、不絶火維持の習慣の存在について、之を肯定せざるを得ざらしめるが、古代諸氏族の祖先神として、傳へられてゐる火神の本質的還元は、卑奴母離、火守論に最後の確證を與へるであらう。國史上最も古い時代に由來した、多種多様の神々の中、日神と竝んで、最も崇敬せられたのは火神にして、之を守護神としてゐたものゝ、今日傳はつてゐるものが少くない。一二その例を擧ぐれば

火明命<sup>ホアカルノミコト</sup>：尾張連等祖

天照國照天火明命<sup>ホススミ</sup>：鏡作連祖

火進一名火スセリノ命<sup>ホススミ</sup>：吾田君等祖

等、名稱は氏族によつて夫々異なるが、何れも火とその盛なる形容詞とより成る、要するに火神である。これ等の火神は、後世では、本來の正體と

日本原始古代社會と不斷の聖火（井手）

は全く別な玉や、鏡や、單なる一片の木にその姿をとおして了つたが、原始古代の當事に於ては、火そのものであつたのである。

田舎では最近まで、不絶火が淨火として大切にせられ、絶えぬ火と家の安泰と結びつけた、信仰の残存せる事を知つた。淨火として之を大切にする心は、原始古代人には、やがて神とする心である。今尙原始階梯より、餘り遠からざる状態にある、アイヌの住居では、大きな火鑪が床の中央を占有してゐる。そして何れの原始古代人も、有つてゐるやうな多くの神々を祭祀してゐるが、崇敬祭祀の主位にあるものは、その火鑪の火―それは年中絶やされない―を神格化した火神（Kamui Inchi）である。その火は、一家の守護神にして、苟も祭祀となれば、何神を祭るにも、先づその火神に祈る。

火の神のおばあさんよ：

火の神の大将の神よ：

琉球では、女君、さきえ大君以下、あむしられ、のろのろ等の齋人は、皆火神を主祭した。そして



それが、御火鉢<sup>オホヒバチ</sup>御前<sup>ミマへ</sup>と稱せられてゐる所から見て之が火鉢の火に由來せる事は明である。火神は國家の守護神でさこそ、大君の主齋のもとに於ては實に彼女の主權のもとづく所であつた。

生蕃では、社によつては、今でも一定の期日に盛な神事を行つて、頭目の家で木鑽を以て―普通の燧石を用ひ、マツチの使用を知つてゐるが、この時は特に古法による―新火を作り、社内の各家に分つ。各家では、年中絶やさず、之を維持する。就中、頭目の家の親火は、恰も社内の人々の生命の扞護者である。社内に變死者が出た場合には、その火は改められる。古代ペルシャや、バラモンでは、明に火を神として拜した。古代ギリシヤの火神ヴェスタは、後には女の像にすら變じたが、もとはやはり不絶火そのものであつた。

我が神代記紀、神名帳、新撰姓氏錄等に、夫々氏族の祖として傳はる火神は、本來その氏族共同の、不絶淨火であつたのである。或は之を以て、我が古代人は火の靈を祭つたと説く。だが彼等の態度は、極めて實際的で、しかく瞑想的ではな

つた。我が原始神道の根柢をなすものはアニミズムで、凡ての物に精靈、即タマの依存を信じたが反對に事物なき所には、そうした神祕は認められなかつた。そして、この實際的態度は、人間同志や、毎日頭上を運行する日月や、集團共同の不絶淨火に容易に人格を與へた。邦語のカミは、本來神とは、全くその概念を異にしてゐた。即カミは氏の上のカミと同じく、漠然上位に位する者の義にすぎない。我が古代史料では、同じく日神で、神の美稱を有するものあり、命の美稱を有するものあり、その何れをも有するものもある。

されば、我が原始古代に於て、氏族が火神を守護神として、之を主齋してゐたといふ事實の内には、必然、部落では、神聖なる火處に、神なる火がたえず保持せられてゐた事を肯定すべく、齋人の第一義的任務は之を絶やさず守る事であつた事は疑ない。

卑奴母離が、單に實生活必要から起つた、不絶火の番人であつたとすれば、卑奴母離が我が原始古代部落國家に於ける、大官の任ずる所であつた

事は、今日文明社會の一般から推せば、或は一見妙かも知れぬ。併しその不絶火が、部落團體の守護神であつた事や、後に述ぶるやうにそれが、邑國首長の主權と密接不可離の關係にあつた事、及次にかゝぐる諸民族に於ける、同様の事例は、この不審を防ぐであらう。

古代ギリシヤに於ける、都市殿堂の聖火は、もと明に王の竈の火であつた。ウガンダやガラス族では、酋長が邑の不絶火を守る。サモアでは、不絶火の保持を酋長の特長とするものがある。コンゴ王國では、大神官チトメが之を守つた。ダシウでは、王の即位からその死まで同じ火をつゞける。同様なことが、アンゴラの諸族、シヤム、ミシツビのナツチエツ族、ペルルのインカ族等について知られる。生蕃や、琉球については已に之をのべた。支那古代に於て、重要な國家社會的位置を占めてゐた、火正もやはり火守であつたやうである。フレイザーは説く、種族が、定着的部落を營むに至ると、その各家で火を絶やさぬ事は、最も便利であるが、萬一絶やした時は、一一之を

作り出すのは面倒だから、いつも絶えない共同の火を保持する事が、便利であつたに違ひない。その最も自然な場所は、邑の長たる人の家の竈であつて、その人が、責任を以て之を守る事は、自然であらうと。我が古代人の生活は、凡て個人的でなく、集團的であつた。家族的でなく、民族的であつた。原始古代に於ては、萬事更に團體共同の事であつた。こゝに於て我等は、卑奴母離について、次の如き推斷を至當に肯定する事ができる。氏族、或は群族は、その團體共同の不絶火を保持し、そはやがて神格化せられて、その部落の守護神となり、少くとも、倭人傳の制約せる、第三世紀前後までは、その神火の司祭は、その部落國家社會に於ける、最高貴者の任ずる所であつた。

### 三

部落共同の不絶淨火を維持するのに、我が原始古代人は、特別な施設を行つたらしく、特殊な名稱を残してゐる。それは「火座」である。我が國で神社を表はす最も古き言葉は、宮（御家の義）社、及

神府ホクラ(又一ホクラに神庫ホクラ)である。この神府なる字は、後世ミクラのあて字で、本来は火座ホクラの義である。クラは高タカ御座ミクラ、吳座アクラ等いふクラと同じく、神、又は高貴なる人の座席を意味した。火座の義なるホクラは、

今ではやゝ訛つて、祠ホクラにその殘骸をとめてゐるにすぎないが。我が古代の初、神社の施設が、如何なる形式を持つたにしろ、神社としての主要素は、實に火座の不絶淨火であつたのである。(續く)

井手一馬